

【幾度総務課長】 それでは、大変お待たせをいたしました。ただいまから第12回国土審議会を開催させていただきます。

私は国土計画局総務課長をしております幾度でございます。

本日は、先生方にはお忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まず本日の会議の公開につきまして、事務局より申し述べさせていただきます。

国土審議会運営規則により、会議・議事録ともに原則として公開することとされておりますので、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思えます。資料をごらんください。初めに座席図、それから議事次第の1枚紙がございまして、その下に資料1に委員名簿、それから資料2に国土形成計画（全国計画）について、それから資料3でございまして、全国計画に係る都道府県及び指定都市からの計画提案についてと、この分厚い資料がございまして、そのあと資料4に国土利用計画（全国計画）について。その下に参考資料の1-1、2-4、さらに審議会の関係法令の参考資料というものをおつけしております。

以上の資料につきまして何か不備がございましたら、事務局までお知らせいただきたいと思います。

それでは、以後の議事につきましては、岡村会長にお願いしたいと思えます。よろしくお願いたします。

【岡村会長】 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第をごらんいただきたいと思いますのですが、本日の議題は（1）国土形成計画（全国計画）（案）について、（2）国土利用計画（全国計画）（案）について、（3）その他でございます。

これら2つの計画につきましては、資料2、4にございますように、本審議会への諮問がなされておりますので、本日は審議の上、審議会として答申を取りまとめたいと思っております。

それでは、まず、国土形成計画（全国計画）（案）につきまして、国土交通省より説明をお願いし、その後ご議論をいただきたいと思います。

では、よろしくお願いたします。

【鳥飼総合計画課長】 ご説明申し上げます。

資料2をごらんください。国土交通大臣より本審議会への諮問文でございます。内容を読ませいただきます。

「国土形成計画（全国計画）について

国土形成計画法第6条第5項の規定により、別冊『国土形成計画（全国計画）（案）』について、貴審議会の調査審議を求める。」でございます。

続いて、諮問文の次にあります国土形成計画（全国計画）（案）をごらんください。案文でございますが、前回、12月に開催されました第11回の本審議会にご報告のありました国土審議会計画部会によります国土形成計画（全国計画）に関する報告、これを踏襲した形で案文を作成しております。その上で、都道府県・指定都市への意見聴取及び国民の皆様への意見募集、いわゆるパブリックコメントを実施いたしまして、これらを踏まえた必要な加筆や計画案との考え方の整理等を行って、本日ただいまご説明をさせていただき案に至ったものでございます。なお、今申し上げた、いただいたご意見につきましては、計画案と基本的な方向を同じくした上で、各事項についてさらに具体的な記述を求めるものが多数でございました。

本日は、先ほど申し上げました国土審議会計画部会のご報告からの加筆点等を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、計画案の全体構成でございます。計画部会報告と同様に3部構成としております。第1部 計画の基本的考え方、第2部 分野別施策の基本的方向、第3部 広域地方計画の策定・推進の3部構成でございます。

次に8ページをごらんください。新しい国土像でございます。第1部第2章第1節 新しい国土像でございますが、ここの記述につきましては計画部会のご報告と同様の記述としております。最初の段落を少し読ませていただきます。「新時代の国土構造の構築に当たっては、広域地方計画区域等を一つの単位とする広域ブロックが、東アジアを始めとする諸地域との交流・連携を進めつつ、その有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描くことによって、地域全体の成長力を高めていく。これによって、各ブロックが、活力ある経済と豊かさが感じられる生活環境の実現を目指し、自立的に発展する国土構造への転換を図ることとする」以下でございます。

次の9ページの上2行をごらんいただきたいと思っております。「以上の考え方に基づき、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることを、本計画の基本的な方針とする」でございます。

次に、計画期間でございます。10ページの中ほどをごらんください。10ページ、第3節の若干上のところ、「このため」で始まる文章でございます。「この計画は、21世紀前半期を展望しつつ、今後概ね10ヶ年間に於ける国土形成に関する基本的な方針、目標及び全国的見地から必要である基本的な施策を示すこととする」でございます。

続いて、12ページをお願いいたします。第3章 新しい国土像実現のための戦略的目標でございます。計画部会報告と同様の5つの戦略目標の考え方でまとめております。第2段落からごらんいただきたいと思います。「まず」で始まる段落でございますが、「グローバル化や人口減少という時代の潮流に対応した国土の形成の観点から」といたしまして、第1に、「継ぎ目なく迅速かつ円滑な人流・物流、生産活動の連携や情報・文化の交流を実現させ、東アジアの成長のダイナミズムを取り込んでいく『東アジアとの円滑な交流・連携』」、これが1番、そして2番として「都市から農山漁村までブロック内の各地域が活力と個性を失わず、暮らしの基盤として維持されるための『持続可能な地域の形成』」。次の段落にまいりまして、「これまでも営々と取り組みこれを更に進めていく安全で美しい国土の再構築と次世代への継承の観点から」でございますが、第3として「災害へのハード・ソフト一体となった備えの充実等のための『災害に強いしなやかな国土の形成』」。続きまして、第4として「持続可能な国土を形成していくための『美しい国土の管理と継承』」でございます。

最後の段落でございますが、「さらに」のところでございます。以上の4つの戦略的目標を推進する上での横断的な目標としての多様な主体が協働して戦略的に取り込んでいくための「『新たな公』を基軸とする地域づくり」でございます。

なお、第1節 東アジアとの円滑な交流のタイトルでございますが、計画部会報告では「シームレスアジアの形成」というタイトルでございましたが、本案では見出しにつきましては、よりわかりやすい表現ぶりとさせていただいた上で、本文の中でシームレスアジアの形成を説明し、シームレスアジアの言葉をその後使っていくという形とさせていただいております。

以下、主な加筆箇所について、ページを繰ってご紹介させていただきたいと思います。

まず、36ページをお願いいたします。住生活の質の向上及び暮らしの安全・安心の確保の柱書き、第4行目でございますが、都道府県・指定市からのご意見を踏まえまして、ユニバーサルデザインの推進の必要性について加筆させていただいております。

次に38ページでございますが、中ほど、コミュニティによる暮らしの安全・安心の確保の第2段落、医療の関係の記述がございます。この中で、医療に関し取り組む主体として国、地方公共団体に加えまして医療機関等も加わった記述の充実を図っているということでございます。これも都道府県・指定市からのご意見を踏まえた修正でございます。

次に79ページをお願いいたします。79ページの一番下の段落でございます。都道府県等のご意見を踏まえた充実分でございますが、「なお」のところ、地上デジタルテレビ放送の関係、提供エリアの拡大を目指すというくだりでございます。その手段として、計画的な中継局の整備に加えまし

て、辺地共聴施設のデジタル化の推進、さらに補完手段としてのIP同時再送信の実用化の期待などの記述の充実を図らせていただいております。

最後に111ページをお願いいたします。111ページは、環境保全、景観に関する章でございますが、第2節 健全な生態系の維持・形成の柱書きの中でございます。日本を越えたアジア地域での連携についてのパブリックコメントをちょうだいしております。これを踏まえました記述の充実として、この4行目からでございますが、「このため、国内のみならず、アジア・太平洋地域との連携も視野に入れつつ、生物多様性の維持・回復等、人と自然の共生する社会の構築に向けた以下の取組を推進する」とさせていただきます。

案文の説明は以上でございます。なお、参考資料1-1に計画案文のポイントを6ページにまとめた資料、また、参考資料1-4に都道府県・指定都市からの意見聴取及びパブリックコメントについてのそれぞれの内容と、今回の案文の作成に当たっての考え方を整理した資料をつけさせていただきました。あわせてごらんいただければと思います。また、資料3でございますが、今回の新しい仕組みとして計画提案というものを都道府県・政令指定都市からいただいております。それと案文との関係について整理した資料でございます。これにつきましては、前回、計画部会報告との関係ということで整理させていただいたことをご報告させていただいておりますが、今回の案文が計画部会報告を踏襲した形の案文ということになっておりますので、この資料の内容としては前回は説明の資料の内容とほぼ同様のものとなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【岡村会長】 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入らせていただきたいと思います。

ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見がありましたら、どうぞ自由に挙手の上、ご発言をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、大石先生。

【大石委員】 大変ご苦労さまでございます。これだけきちんとまとめられたのは大変だろうと思うわけでありまして、まとめられたことには大変ご苦労さまで言いたいと同時に、実はことしの7月にサミットが開かれる中で、ヨーロッパやアメリカは環境ということを基本にして国土形成や生活の環境を考えているというのがだんだん主流になってまいりました。特にイギリスは熱波と同時に異常に厳しい寒さの雪があり、また中国でも秋節の時代には大変厳しかった。そしてもう、国土を挙げてやっている。日本の場合は日本海と太平洋に囲まれて、要するに大陸からは例えば寒波などさまざま来るけれども、その1週間とか10日とか連続して来るのではなくて、絶えず入れかわって、海の関

係で大変環境が助かっているのです。そういう意味で、我々日本人も環境に対する意識がヨーロッパや中国大陸の人たちと非常に違う部分があるような気がしてならない。

ですから、今おっしゃった環境というテーマを最後にお話しになりましたけれども、私は環境をテーマにした国土形成というものを主流にして考えるべきだと思うのです。形はつくっても、中身の運用は大変難しいけれども、運用が一番大事なことでありますから、ぜひそういう面をもう少し考えて、東アジアという広域の中での日本のあり方を考えていかなければならない、そう考えているわけがあります。

そういう面で、いろいろな面でこのすばらしい言葉を並べられたことは大変すばらしいと思いますけれども、ぜひもう少し環境を幅広く踏み込むと同時に、実は環境の破壊が猛烈に進んでおります。もっとテンポが速くなっていくだろうと思うわけでありまして、そういう意味ではぜひとも、九州や中国地方は山がほとんど酸性雨で荒れてまいりました。それはほとんど広州とか上海の中国の大気汚染から全部影響されて国土がどんどん荒廃してきているわけでありまして、ぜひ東アジアという大きな広域での活動をされる中で、もっと積極的に広範囲でこの計画を前向きに進めながら、より広げていっていただくことがやはり大事ではないかと。そういう面で、ぜひこの基本計画の中の運用の面で、そういうことを積極的に取り組んでいただきたいと思います。

【岡村会長】 ありがとうございます。

運用の面で環境をもっと重視して取り組めと、こういうご指示でよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ。

【大西委員】 提案されている案について基本的に賛成で、ぜひこれを成案としていただくように期待したいと思います。

その上で、今もご意見がありましたが、この計画、書いてあることを少しでも多くどうやって実現していくのかということが次の焦点になると思うのですが、いろいろ重要なテーマがありますが、私はこの案の中の15ページ、持続可能な地域の形成ということで、特に地方都市について触れている箇所があります。地方都市については人口が減少しつつあるところも出てきていると、かつ高齢化、少子化が進んでいて、人口的に言えば社会減、自然減、両方ダブルパンチで来ておりまして、将来を考えると存続が危ぶまれるという、まさに持続可能でない状態になっている地方都市が多いのではないかと。この地方都市をターゲットにした活性化といいますか、より総合的に人口の回復というようなことも含めた施策が考えられるべきではないかというふうに思います。

1つだけ例を挙げますと、富山市がいろいろな意味で話題になっていますが、公共交通と徒歩圏と

いうのを組み合わせて都市の再編をしていこうという意欲的な計画をたくさんつくっておられます。それを見ると、こういうものが実現されるといいなと、さらにそこに子育て支援施設とか、高齢者支援施設というのが、その徒歩圏の中に総合的に整備されて、まさにLRTとか路面電車の駅を中心とした生活圏というのができてくると、富山というのは自動車依存型の都市が現状ですけれども、変わっていく可能性があるのではないかとということで、私が期待したいのは、そうした、既に計画を立てているとか、意欲的に何かやろうとしているところに集中的に国が支援して、モデル的に何か形をつくってもらって、それを他の都市が見ることによってモデルが伝播していくということになるのではないかとということで、ぜひこの中で提案されている、私は地方都市に特に期待したいと思います、重要な施策があると思いますので、実現方策について特段の進展をしていただくように期待したいと思います。

以上です。

【岡村会長】 ありがとうございます。

では、細田先生、どうぞ。

【細田委員】 今、おっしゃったのは、我々でも地方のいろいろな、いわば中都市、小都市、これの大きな問題だったと思うのですが、さらにその下にこの47ページから50ページに書いてありますが、離島、特に離島、山村、過疎、この3つですけれども、ほんとうに地域崩壊が起こり、医療も福祉も、あるいは環境、教育、そういった面で山は荒れてくるし、人間が住まないということが国土の崩壊につながるという深刻な状況があるわけです。したがって、そういった離島、山村、過疎のこの地域に対して、いろいろな特別法がこれまでありますけれども、議員立法などで定められていて、補助率をかさ上げしたり、交付税措置を少しとってやるとか、そういうものはあるのですが、それだけではとても足りないような、この地域を保存するための、いわば特別天然記念物的な保護策が必要になってきている段階にありますので、そういった意味で再検討を運用においてお願いしたいと思います。

書いてあることはさらっと書いてあって、必要だということは書いてあるのですが、実態の深刻度は非常に大きなものがあるので、その点も運用でぜひさらに深掘りをお願いしたいと思います。

以上です。

【岡村会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ。

【崎田委員】 ありがとうございます。

今回、長い審議のもとで、これだけの将来像をきちんとまとめていただきまして、やはりこれをし

っかり実行していくということがこれからの日本の持続可能な社会の実現に大変重要だというふうに思っております。

前日も、地球温暖化が予想以上の速さで進んでいるのではないかということをお話し申し上げましたが、そういうことも踏まえて、今いろいろご意見がございましたけれども、この運用に際して持続可能な社会、環境、経済、社会がきちんと連携していくという視点を持って進めていっていただきたいというふうに心から願っております。

なお、持続可能な社会というときに、低炭素社会、そして循環型社会、生物多様性社会を技術と国民運動で実現していくということが今言われておりますけれども、ほんとうにその技術と暮らしということをつないで、相乗効果を上げていくということが大変重要だというふうに思っております。それに関して今回「新たな公」ということを位置づけていただいて、それぞれの地域の中で市民が、あるいはNPOなどの団体が、そして企業が社会貢献を積極的にしていく、あるいはコミュニティビジネスもつくっていくというようなことで積極的にかかわっていきこうというような形で示していただきました。私はこういうふうに国民全体できちんと将来を考えていきこうという雰囲気をつくっていくことが大変重要だと思っておりますので、こういう「新たな公」ということを起こしていくための市民参加とか、さまざまな取り組みなどを起こしていただきながら、社会全体で将来を担っていける社会をつくっていく、そういうことを期待しております。よろしくお願いいたします。

【岡村会長】 ありがとうございました。

それでは、どうぞ。

【清原委員】 三鷹市長の清原です。

ただいま、委員の皆様方からこの計画について実現し、実行していくための多角的なご意見が出ましたけれども、私も同様の観点から、この案について、私はこの取りまとめに賛意しつつ、さらに取り組みについて強めていただきたいところについて意見を申し上げます。

全体として、今回の計画の形成過程において、国民・市民の声を聞き、そしてこの案につきましてもパブリックコメント、あるいは都道府県、自治体等へのヒアリングをしていただくなど、この過程において参加ということが強調された取り組みがなされました。

今後、これを具体化していくときにも、この案にはさらに国民参加、市民参加、団体参加ということがうたわれていると思います。それはいろいろなところに込められているのですけれども、特に105ページ、第6節の国土の国民的経営に向けた施策展開というところで国土の国民的経営という表現がなされました。もちろん、地域それぞれが国土の一部として主体的、自立的に取り組むをしていく必要がありますけれども、国土の美しさ、あるいは安全さを確保する上で、環境の観点からもこの

かぎ括弧で書かれているような「国民的経営」というキーワードが示されているということは大変意義深いと思います。

あわせて、ただいま委員からもご指摘がありました「新たな公」ということで、担い手に関しまして積極的な提示がある計画となりました。これまでは国、あるいは都道府県、あるいは基礎自治体が国土計画というものをより具現化していくときの主体的責任があるということ由来だと思いますけれども、今回、この計画におきましてはとりわけ1個人であっても、あるいはNPO等新たな公共目的のために活動するところには積極的な活動支援、あるいは協働の取り組みをとつたわれています。ぜひ、これは実際に既に前例のあるところも多くございますので、先ほど大西委員がご指摘されましたように、そうしたところに特に焦点を当てたモデル的な事例を共有できるようなシステムといたしましうか、先駆的あるいは、より広範なところで援用できるような事例については、国土交通省が中心となって各地域で創意工夫をしながらも、情報共有と実行の連携ができるような運用が進めば望ましいと思います。基礎自治体としても、そういう取り組みはいろいろ事例がございますので、ぜひこの趣旨にのっとり、さらなる国民・市民の国土経営における参加と協働を促進するような働き方を私たちがしていきたいと考えています。

以上です。ありがとうございました。

【岡村会長】 どうもありがとうございました。

それでは、どうぞ。

【矢田委員】 全国計画の議論ですが、全国計画の目次で言えば4ページのところに、第3部 広域地方計画の策定・推進という大変短い文章がありまして、参考資料の1-1というところに、もし開いていただければ6ページに、現在これを受けて広域地方計画を各ブロックで策定中でありまして、全般的には7月くらいまで策定しようと。しかし、それが国土審議会に係らないので、多少それにかわって意見を述べたいと思いますが、6ページにありますように、今度、全国計画に関しましては国の各官庁が責任を持ってこれを実行する形でシステムとしてはでき上がっていると思いますが、地方計画につきましては、国の地方行政機関だけではなくて都道府県・政令市がかみ、地元経済界がかみ、市町村がかむという、作成自体に多様な主体が参加して、今大変激論しながら、あと半年くらいでつくり上げていくと。それはある面では新しい実験で、ボトムアップ的な形で草案自体をもう地元からつくるということになって、それはそれで大変、私も参画して新しい風だなと感じておりますが、議論の中で一番大きいのは、つくり上げたとしても、どう実行するのか、実行主体はだれなのかという。今、作成責任は地方整備局ということでもかなりはっきりしておりますが、予算も、あるいは計画するのも官庁以外に地元自治体が入ってまいりますので、いわゆるこれから10年、どういう形

で実行していくかという、そのところがどうも見えないと言いますか、計画協議会自体が存続していくのか、あるいは計画協議会のもとで今後フォローアップし、実施していく、管理していく組織をつくっていくのか、そのところが一向に見えないので、とにかく案をつくるどころだけ今力を入れていますが、実行をどうするかということについてもかなりしっかりやっていると、案づくりで終わるという可能性がかなりありますので、ぜひその辺のところを今後詰めていただきたい。10年間でやはりこの多数の主体が同じテーブルできちんと議論していくという場を継続していただきたいなというところであります。

【岡村会長】 ありがとうございました。

はい、それでは、どうぞ。

【植本委員】 このたびの計画案について、この答申を了とする立場で、具体的な地方計画の推進などについて少しご意見を申し上げたいと思います。

先ほどから何人かの方がおっしゃっておりますように、「新たな公」という考え方が提示をされ、そしてその具体的に計画をつくるに当たってさまざまな多様な担い手が参画をするということについても、またこの審議会においてもさまざまな参画をさせていただいているということについても感謝申し上げたいわけですが、ただ、これが広域地方計画の段階になっていきますときに、今現在広域地方計画協議会のところでプレ協議というか、行われているわけですが、そこでやはり計画をつくっていく段階から新たな公の担い手となるだろう、推進する主体となるであろう人たちがどのようにしっかり参画ができていくかというのが、次実行段階のところにはやはりみずから参画したものだからしっかり進めていこうという、そういうところにもなってくるわけですので、ぜひ各地方の広域計画をつくるに当たってのさまざまな担い手の、とりわけ生活者の参画をぜひ促していただくと。これはそれぞれの地域の主体性でやっていただくことですから、強制というわけには当然いかなないわけでありまして、そこについてはしっかりと「新たな公」ということを打ち出したにふさわしい担い手が、地域計画づくり段階から参画をできるような、そんな政策誘導をぜひやっていただいで、つくって一緒に推進をしましょうというようになるよう、ぜひともご配慮をお願い申し上げます。

以上です。

【岡村会長】 ありがとうございます。

それでは、川勝委員、どうぞ。

【川勝委員】 川勝です。案文に賛成するという立場から申し上げます。冒頭のご説明で新しい国土像におきましてアジアに開かれた国土というキーワードがありました。また、シームレスアジアの

形成という言葉もありました。これはやはり従来のいわゆる全総計画、これはいわば日本中心的な国土づくりだったわけですが、世界の中、特に、アジア、東アジアの中で国土をどうつくっていくかという、そういう観点で明確に出ているのでこれを評価するものでありますが、しからば、アジアに何を通して開かれているかという、これは海洋を通してであります。したがって、海洋国家日本としてのそういうようなアイデンティティを十分にここで書き込んでいるかどうかということがポイントなのですが、前回この点を申し上げましたところ、十分に書き込まれているわけですが、その文章の表現を見ますと、例えば26ページ、第3章(3)の冒頭ですが「四方を海に囲まれた『海洋国家』」と。あるいは50ページ、半島のところでありますが「半島地域は、三方を海に囲まれ」と、こういう、どちらかという陸地のほうを見ているわけです。ですから、むしろこれは「四方を海に開かれた」と、あるいは「三方を海に開かれた」と、このように、そういう姿勢を明確にするべきではないかというふうに思います。排他的経済水域も含めてですが、国土の1.2倍もある、そういうところを我々は責任を持って管理・運営をしていくべき立場にありますので、そういう書き方をさせていただきたいと。

それは、今回北海道と沖縄を除く8つのブロック、圏域が設定されたわけですが、この8つの圏域におきまして力点を置くべきところはどこかという、明らかにアジアに近い海、言いかえますと日本海であります。これは従来太平洋地域に蓄積されているノウハウ、技術、こうしたものを日本海のポテンシャルをどのように上げていくかということに使うべきであるということでもあります。具体的には東京湾、伊勢湾、大阪湾というところに集積してある工業の成果を日本海側に持っていかなくてはいけないということがあると思いますが、しかし、日本海側のどこに、例えば15メートルのバースを持っているところがあるのか。新潟や秋田港や、あるいは富山や金沢といったところは、13メートルを持っているか、持っていないかという、りょうりょうたるものであります。したがって、そうしたところへの配慮というのはとても重要で、日本海側に太平洋側のものをどう結びつけるかと、こういう観点は、圏域部会における議論の中心でございました。それだけに、向こう10年におきましてこの四国と中国、あるいは中部地域と北陸地域との連携というのは極めて重要であると言わざるを得ません。

それから、先ほどだれが担い手であるかということがございました。これはやはり地方と国とが協働してやるということではありますが、国の皆様方は大体二、三年でかわられますでしょう。そうすると、せっかく人的なネットワークができて、それが続かないということがあります。したがって向こう10年間は、一たん例えば北陸とか、あるいは九州ブロックとか、そういうところに根をおろすつもりで、そのような人的配置をすることが必要ではないかというふうに思うわけです。言いかえま

すと、従来の、これは少し荒っぽい議論ではありますが、三位一体改革において地方を活性化させるといふときに、補助金と地方交付税と権限でしたね。これは要するにお金と仕事をくれと言っている。しかし、中央の人材がいるはずで、したがって権限と財源と人材をどう三位一体でおろしていくかという観点を持たないと、国土経営のこの国土交通省に蓄積されているノウハウが地方においていかないということで、これからの地方のブロックに、もちろん生活者の視点も大事でありますけれども、国が100年間にわたって培ってきた国土経営のノウハウをおろしていくということで、従来の人事的な回し方とは違う、腰を落ち着けた、地につけた、そういう形の主体性を国の方々にもぜひ向こう10年間お願いしたいというふうに望んでいます。

【岡村会長】 どうも、貴重なご意見ありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ。

【小谷部委員】 長い間かかってたくさんの議論の上に、基本的に大変すばらしいといいますが、教科書的といいますが、計画案としていいものができたと思います。

皆様がおっしゃるように、特にやはり本当に豊かさを実感できる、そして持続可能な国土をつくっていくのに国土の国民的経営とか、新たな公という、そういうことがここで強調されたというのは、ほんとうに評価すべきことだと思のですが、私も現場レベルで一応いろいろなNPO活動だとか、そういうものにもかかわっておりますが、実は新たな公というようなこと、国民的経営と立派なことを言われていますが、現場レベルで市民にも、あるいは業界にも、それから行政にも、必ずしもコンセンサスがまだまだ得られていないというふうに思うのです。

ですから、ぜひこれを実際の施策の中で実現化していくために、やはり非常に大きな課題の1つは、現場レベルへ行きますと教育、福祉、文化、さまざまな行政がまだまだ縦割りで、その辺がやはり総合行政というか、その辺の改造というか、それを伴いつつ、新たな公が実際に機能するような社会的システム、制度的環境整備、そういうものにぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

【岡村会長】 ありがとうございました。

それでは、どうぞ。

【千野委員】 以前も申し上げたような気はいたしますけれども、改めて繰り返しになるかもしれませんが、従来の国土計画にこの東アジアを入れて考えたということは大変画期的なことであるというふうに思うわけですが、先ほど海に囲まれたというふうなお話がありましたけれども、意識の段階では東アジアということを入れながらまだまだ内向きのような感じがいたします。

それで、1つ可能であればということで、提案というか、したいのですが、これ全部を英訳すると

いうのは大変なことだと思うのですが、少なくともサマリーを英訳されて、これを東アジアの国々に配ると、日本はこういうことを考えて東アジアと一緒にやろうとしているのだというくらいのことはあってもいいのかなと。従来、日本人は自分たちだけで東アジアを考えているけれども、それは相手があることであって、相手がどう考えているかという、まさにその交流がないと一人相撲になってしまうと思うのです。ですから、ぜひ可能であればサマリーを英訳なりにされると、広がっていいのではないかと、こんなふうに思います。

【岡村会長】 ありがとうございます。

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

皆様方のご意見を拝聴したしまして、運用面での強化ということについて、あるいは運用面でどのポイントに重点を置くべきかというふうなご指摘があったかと思えます。

ただ、ご意見の中に1つ、矢田委員から実行主体が見えないというお話がございました。それから今、千野委員からのご提案の英訳版をつくったらどうだというご提案がございました。この件について、事務局のほうからお答えを申し上げます。

【辻原国土計画局長】 国土計画局長でございます。いろいろいただきました意見をしっかりと受けとめて、これから取り組んでまいりたいと思えます。

広域地方計画についてのご質問でございましたので、これからつくっていくものでございますから、これからやっていくと、こういう話なのですが、とにかく地元で協議をいただいて、これを地元として協力してまとめたプロジェクトとしてやっていくのだということをしっかりまとめていただくということだと思えます。そしてそれが国が果たす役割もございましょうし、地方公共団体が果たす役割も当然ありましょうし、それから民間の投資というものが絡んでくるようなケースもあろうかと思えますが、私どもとしてはそういったものの優先順位は非常に高いという認識で最大限そういうものを支援してまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

それから千野委員からのご指摘でございますが、現在、英語、それから中国語、韓国語、3カ国語にフルバージョンで、もちろんサマリーも含めて翻訳をして、これをいろいろな場面で使っていきたいというふうに考えておりますので、そういうふうに考えているということだけ申し上げたいと思えます。

【岡村会長】 ありがとうございます。

それでは、本計画案につきましては、皆様、特段ご異議がないものと思われまますので、国土審議会といたしましては「概ね妥当」という形で取りまとめてはどうかと思えますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

森地委員、どうぞ。

【森地委員】 森地でございます。

答申については、会長のおっしゃるとおり「概ね妥当」ということで異存がございませんが、留意事項を付してはいかがかと思えます。私のほうで（案）を作成してみましたので、事務局から読み上げていただきたいと思えます。

【岡村会長】 それでは、事務局よりお願いいたします。

【鳥飼総合計画課長】 それでは、留意事項の案文につきまして朗読させていただきたいと思えますが、まずお手元に今担当のものが配付をさせていただいておりますので、整いましたところで朗読させていただきたいと思えます。

朗読させていただきます。

「国土形成計画（全国計画）についての答申に際し、下記の意見を申し添える。

記

国土形成計画（全国計画）の実施に当たり、特に次の事項に留意されたい。

1. 計画の推進に当たっては、モニタリングの的確な実施をはじめとして、効率的、効果的な進管理を行うこと。特に、人口減少、高齢化その他の条件の厳しい地域における施策展開について十分に留意すること。

なお、本審議会としても、計画の進行状況を点検し、必要に応じて提言していくこととする。

2. 全国計画に引き続く広域地方計画の策定に当たっては、本計画の趣旨に鑑み、広域地方計画協議会において都道府県を超えた協力体制を確立するとともに、時間及び空間に即した具体的な検討が進むよう努めること。また、検討に際しては、様々な方法により、多くの意見の反映に努めること。加えて、広域地方計画に基づく地域戦略の推進に当たっては、関係機関の緊密な連携に努めること。

3. 計画の推進のため、「新たな公」の考え方など本計画の趣旨及び内容を、国民にわかりやすく周知するとともに、その実施に当たって、広く国民の参画を得られるように努めること。

4. 長期計画である国土形成計画については、計画の内容を硬直的に考えることなく、時代の変化に対応し適時見直しを行うこと。あわせて、国土政策関係制度についても、常に点検を行い所要の改善措置を講じていくこと。」

以上でございます。

【岡村会長】 ありがとうございます。

ただいま森地委員より留意事項を付してはどうかとのご提案をいただきました。これに関してご意見がございましたら伺いたいと思えますが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、特にございませんようですので、これで議論を終わらせていただきたいと思います。

これまでの議論を取りまとめますと、国土形成計画（全国計画）（案）につきましては、国土審議会の答申としては「概ね妥当」として、これに本留意事項を付すこととしたいと思います。いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【岡村会長】 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。国土利用計画（全国計画）（案）について、国土交通省よりご説明をお願いし、その後、審議の上、審議会として答申を取りまとめたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

【深澤計画官】 それでは、国土利用計画につきましてご説明申し上げます。

まず、資料4をおとりくださいませ。国土利用計画に係る諮問文の写しでございます。資料4でございます。読み上げさせていただきます。

「国土利用計画（全国計画）について

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第5条第8項の規定により準用する同条第3項の規定に基づき、別冊「国土利用計画（全国計画）（案）」について、貴審議会の意見を求める。」
でございます。

資料4の下に、別冊といたしまして20ページほどの国土利用計画（全国計画）の（案）を添付してございます。これにつきましては、前回の国土審議会において持続可能な国土管理専門委員会の小林委員長より、計画部会報告の内容等についてご説明の上、ご審議いただいたところでございます。これにつきまして、先般、国土利用計画法の規定に基づきまして都道府県知事に対し意見聴取を行いました。その結果、47都道府県のうち「意見なし」とのご回答をいただいたのが41都府県。それから、ご意見をいただいたのが6団体でございました。ご意見につきましては、そのほとんどが計画の（案）に示した内容と方向を同じくするものでございました。

なお、ご意見の中で、国会等の移転に関する記述を削除する旨のご意見をいただきましたが、前回の国土審議会におきまして国土形成計画の計画提案の取り扱いについてご確認いただいたとおり、引き続き記述させていただいております。意見聴取の状況は参考資料2-3、横長の資料でございしますが、これに取りまとめてございます。

以上を踏まえまして、前回の計画部会報告から特段の修正を行わず、別冊のとおり（案）としてい

るところでございます。計画の内容等につきましては、参考資料2－4などもあわせてご参照くだされば幸いです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

【岡村会長】 ありがとうございます。

それでは、改めまして、ただいまの説明につきましてご質問・ご意見がございましたら、よろしくお願いをいたします。いかがでございましょうか。

特にございませんので、これで議論のほうを終わらせていただきたいと存じます。国土利用計画（全国計画）（案）につきましても、意見を求められておりますけれども、皆様、特段のご異議がないというふうに判断をいたしますので、国土審議会として「異議なし」として取りまとめたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【岡村会長】 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、冬柴国土交通大臣がお見えでございますので、私から国土審議会の答申文をお渡ししたいと思います。

（会長より国土交通大臣へ答申文手交）（拍手）

【岡村会長】 それでは最後に、冬柴国土交通大臣よりごあいさつをいただきます。

大臣、どうぞよろしくお願いいたします。

【冬柴国土交通大臣】 ありがとうございます。

ただいま岡村会長から国土形成計画、国土利用計画のそれぞれ全国計画に対する答申をちょうだいいたしました。一言御礼のあいさつを申し上げさせていただきますと思います。

国土審議会におかれましては、また、その国土審議会に設置されました計画部会におかれましては、実に2年4カ月という長期にわたる熱心なご論議の結果、きょうの答申をおまとめいただいたわけでありまして、まさに珠玉のご意見でございます。心から、ご労苦に対して厚く厚く敬意と、そして御礼を申し上げたいと思います。

さて、答申に盛り込まれているこの表現は、ちょっと後で聞いていたところからは怒られるかもわかりませんが、四辺環海の我が国におきまして、引き続いてこの活力というもの、成長力というものを維持するためには、東アジアにおける活力のダイナミズムというものを取り入れなければならないということ。そしてまた、安心して住み続けられる地域の活性化、再生、あるいは格差といわゆるさまざまな問題に対する目配りと申しますか、配慮と申しますか、そういうこと。それからまた、そういう問題について、国土形成の問題でございます。したがって、この美しい日本の国というもの

を保全し、そして次世代に引き継いでいくという、国土形成の上において大きな重大な問題点についての配慮、これについての考え方ということがお示しいただきました。我々はこれを十分に尊重させていただいて、今後の国づくりに努めていかなければならないし、努めさせていただくということをお誓い申し上げたいと思います。

本日、このような答申をいただきました上におきましては、21世紀の我が国の国土づくりというものの基本でございます。この答申を受け、そして早急に閣議決定に持ち運ぶ所存でございます。そのような手続をとらせていただきたいと、このように思います。

さて、この国土形成計画（全国計画）がこのように閣議決定されました暁には、直ちに広域地方計画協議会の正式な発足とそこにおける地方計画についての策定に向けての作業が始まるわけですが、ただいまのお話にもございましたように、それぞれのブロックにおける首長、そしてまた財界、それだけではなしに、広く国民のご意見がそういうものに反映されるようなことも十分に配慮をさせていただかなければならないと思いますし、この府県境を越えた広域ブロックとしての高い立場からのこのような視点というものをいただきたいというふうに思っております。

今、道路の問題でやっているのですが、ある幹線道路は府県境で全部切れています。府県境で切れるわけございまして、自分の県の県庁所在地あたりはずっと整備されるのですが、ずっと県庁所在地から府県境にまたがってくると切れてしまうということでありまして、こういう面におきまして広域地方計画というものは、そういう県境を越えて大きなブロックとしてのそういう骨格ができるのではないかと、私はそのように思いますし、またそうでなければならない、そのように思っておりますし、そういう観点から、その持ついろいろな資源というものを戦略的に投入し、利用していただくという計画を何としてもつくっていききたい、このように思っております。

最後になりますけれども、きょう、若干ではございますが、委員の方々のお声も承りました。また、今、書面によるご意見も賜りました。こういうものを尊重して、そして皆様方のご労苦にもこたえ、そして日本の国づくりのために頑張っていることをお誓い申し上げたいと思います。

先生方におかれましては、今後ともに国土交通行政全般についてもご指導とご協力を賜りますことを心からお願いを申し上げ、そして再びになりますが、心から敬意と感謝を申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。

ほんとうにありがとうございました（拍手）。

【岡村会長】 大臣、どうもありがとうございました。

大臣はご公務のため、ここでご退席をされます。

どうもありがとうございました（拍手）。

(冬柴国土交通大臣退席)

【岡村会長】 以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。

これももちまして、本日の国土審議会を終了させていただきたいと思います。

平成17年に国土総合開発法を抜本改正して以来、2年余の長きにわたりまして、初めての国土形成計画を策定するために大変貴重なご意見を賜りました。熱心にご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

本日取りまとめいただきました答申及び本審議会におけるこれまでの審議経過などにつきましては、この後、私と森地会長代理により記者会見をさせていただきたいと思っております。

終わりに当たりまして、事務局から連絡事項があれば、お願いをいたします。

【幾度総務課長】 ありがとうございました。

本日お配りいたしました資料につきましては、大部でございますので、お席にそのまま置いていただければ、後ほど事務局からお送りをさせていただきます。

なお、本日の会議は定足数を満たしていたことをご報告を申し上げます。

本日は長時間、大変どうもありがとうございました。

【岡村会長】 ありがとうございました。